

解説

「靴・履物 Version1」

制定日 2008 年 12 月 1 日

1. 商品類型設定の背景

靴・履物は、日常生活の中で身近に使用されている製品である。平成 18 年工業統計表「品目編」データ（平成 20 年 5 月 28 日訂正・掲載）による出荷額は、ゴム製履物・同附属品製造業で約 231 億円、プラスチック製履物・同附属品製造業で約 513 億円、革製履物製造業で 1,542 億円となっている。

これまで靴・履物は、エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1」の適用範囲に含まれていたが、靴の素材として最も多い革製の靴は、皮革の環境負荷を評価する基準が整備されておらず、対象外となっていた。また、評価項目としても再生材料の使用に重点が置かれているため、ファッション性、趣向性、履き心地、強度が重視される靴・履物では、エコマークがあまり普及していないのが現状である。

本認定基準では、エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1」において、新たに皮革の素材としての環境負荷を評価する認定基準が整備され、皮革素材についても評価できるようになったことから、これまでエコマークの対象外となっていた革製の靴・履物をエコマークの対象とすることを意図した。また、靴・履物の特性を考慮すると、製品の環境負荷を低減させるためには、製品の長期使用を促す認定基準が必要と考え、製品の強度、修理やその他のアフターサービスの整備、手入れを促す情報提供を長期使用につながる項目として基準を策定した。

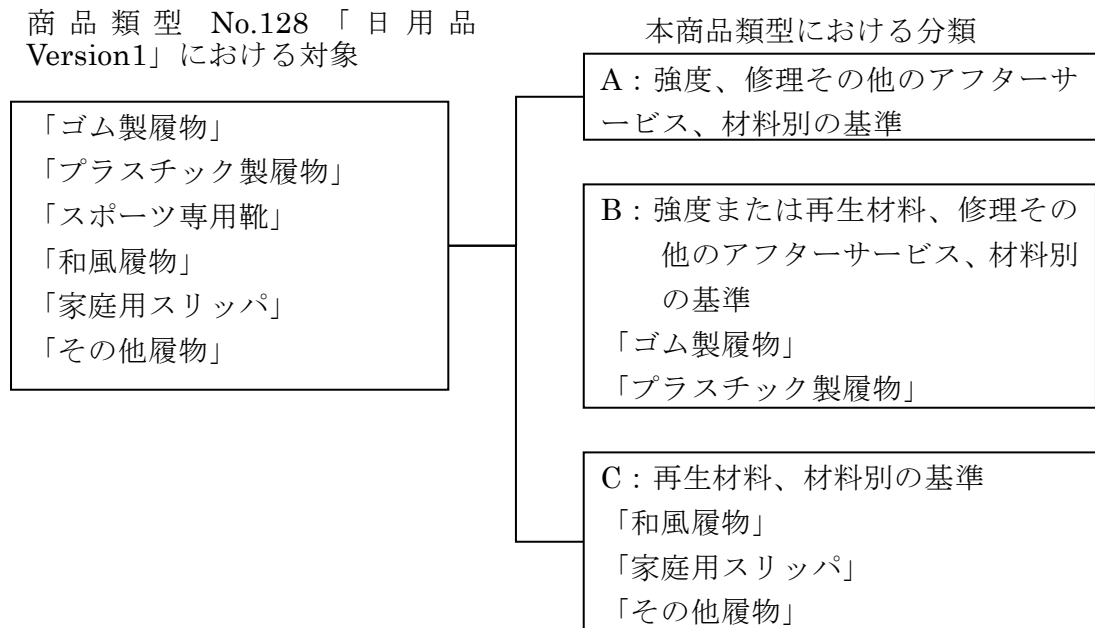
なお、靴・履物には、日常的に使用される革靴やスニーカーをはじめ、特定用途の作業靴やスポーツ専用靴、サンダルや草履など多様な製品があり、それぞれ形状や構造、機能、素材などが異なる。そのため、それぞれの特性を考慮し、3つの分類に分けて認定基準を定めた。

2. 適用範囲について

本商品類型の適用範囲は、「日本標準商品分類」に基づく「履物（革靴、ゴム製履物、プラスチック製履物、スポーツ専用靴、和風履物、家庭用スリッパなど）」とした。本商品類型の新設に伴い、これまで商品類型 No.128「日用品 Version1」の適用範囲としていた革靴以外の履物（ゴム製履物、プラスチック製履物、スポーツ専用靴、和風履物、家庭用スリッパ、その他の履物）についても、今後は本商品類型の適用範囲として扱う。ただし、靴・履物の附属品については、これまでどおり商品類型 No.128「日用品 Version1」の適用範囲とする。

本商品類型の分類は、「日本標準商品分類」の分け方を参考に、主要材料である甲材に使用される素材によって、分類 A「革靴」、分類 B「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」に大別した。さらに、靴とは形状が異なる草履や下駄などの和風履物、スリッ

パ、サンダルなどを分類 C「その他の履物」に分類した。



3. 用語の定義について

「革の定義について」

日本皮革技術協会エコラベル基準値策定委員会により策定された革中における有害物質検査済環境ラベル（以下、JSG ラベルという。※2008年12月現在、基準値が策定された段階であり、実用化に向けて検討中である。なお、2024年にJELラベルに改訂された。）では、ICT（国際タンナーズ協会）のレザーマークの判断規範となっている英国規格（BS）や、EU及びドイツの品質表示判定を参考に、革を以下のように定義している。本商品類型における革の定義もこれに準じることとした。

- (1) 生体皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣しが行われていること。
- (2) 表面仕上げ膜厚が 0.15mm（150 μ m）を超えないこと。
- (3) 顕微鏡写真によって上記(1)、(2)を確認すること。

「部位名称について」

各部の名称は、JIS S5050「革靴」の附表1及び付図1～8に準じることとした。

他の用語の定義については、商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1」、商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version2」、商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」、および商品類型 No.128「日用品 Version1」の基準などに準じた。なお、2015年8月にNo.104「家庭用繊維製品 Version2」がVersion3へ改定されたため、

併せて改定した。

4. 認定の基準と証明方法について

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「靴・履物」において考慮された環境負荷項目は「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり（表中○印及び◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目はA-1、A-4、A-7、B-1、B-3、B-5、B-6、B-7、B-8、B-9、C-1、C-7、D-1、D-8、E-1 および E-8（表中◎印）である。

なお、表中■印の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準策定の経緯を示す。

表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	製品のライフサイクル					
	A 資源 採取	B 製造	C 流通	D 使用 消費	E 廃棄	F リサイ クル
1.資源の消費	◎	◎	◎	◎	◎	○
2.地球温暖化影響物質の排出	■	○	■	■	■	■
3.オゾン層破壊物質の排出	■	◎	■	■	■	■
4.生態系への影響	◎	■	■	■	■	■
5.大気汚染物質の排出	■	◎	■	■	■	■
6.水質汚染物質の排出	■	◎	■	■	■	■
7.廃棄物の排出・処理処分	◎	◎	◎	■	○	○
8.有害物質などの使用・排出	■	◎	■	◎	◎	■
9.その他の環境負荷	■	◎	■	■	■	■

A. 資源採取段階

A-1（資源の消費）、A-4（生態系の破壊）及びA-7（廃棄物の排出・処理処分）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 革は肉（食料）の副産物であること (2) 再生材料、未利用木材、未利用繊維、植物由来プラスチックの使用 |
|--|

(1)については、“革”の原料となる“皮”は、畜産における食肉の副産物として必ず発生するものであり、これを原料として使用することは、資源の有効利用につながる。そのため、原皮を採ることだけを目的とした動物から生産された皮は、対象外とした。また、この目的をさらに確実にするためには、対象とする動物を、一般に食用

に供されることが多く、野生動物のウェイトが相対的に低い種に限定することが望ましい。家畜商法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 208 号）では、牛、馬、豚、めん羊及び山羊を「家畜」と定義していることから、本商品類型においても、これを引用することとした。以上の種は、国連食糧農業機関（FAO）のデータによると、国内的に見ても、また世界的に見ても家畜として飼われている頭数が多い生物種である。

(2)の再生材料、未利用木材、未利用繊維の使用については、商品類型 No.128「日用品 Version1」に準じ、これらの材料の使用を認定の要件とすることが検討された。現状では、靴・履物は、強度が求められる製品であることなどにより、再生材料・未利用材料を使用した製品が非常に少ない製品である。しかしながら、再生材料・未利用材料の使用に取り組んでいる事業者もあり、これらの材料の使用を促進することは環境負荷を低減する上で意義があるということが議論された。

分類 A「革靴」については、その主要な部材である皮革の裁断によって発生する残革を靴・履物の材料として使用することが考えられたが、最近では実例がほとんど見当たらない。このため、残革は、本認定基準では再生材料・未利用材料としては採り上げなかった。また、製品の強度面も考慮し、再生材料・未利用材料の使用は必須項目とはせず、選択項目として「環境配慮設計チェックリスト」に加え、評価することとした。

分類 B「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」においては、再生材料・未利用材料の使用か長期使用につながる強度に優れた材料の使用のどちらか一方を満たすことを認定の要件とした。

分類 C「その他の履物」では、一般的に修理を行って長期使用することが想定しにくく、長期使用につながる強度基準を設定することが困難であったため、再生材料・未利用材料の使用を認定の要件とした。

なお、植物由来プラスチックについては、基準策定の全体方針として「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取り扱い」が 2015 年 4 月にとりまとめられたことに伴い、2016 年 6 月に本認定基準にも導入した。基準値として設定したバイオベース合成ポリマー含有率は、プラスチックについては「文具・事務用品 Version2.0」、合成繊維については「家庭用繊維製品 Version3.0」で設定された基準値を引用した。

B. 製造段階

B - 1 (資源の消費)

(1)長期使用を目的とした設計、製造、材料の選択がなされていること

靴は、製品寿命を長期化することで、資源消費量の削減に寄与する製品と考え、製造段階（B - 1）、使用・消費段階（D - 1）、廃棄段階（E - 1）の環境配慮項目として検討した。

消費者が靴を捨てよう（買い換えよう）と考える理由には、デザインの陳腐化や表底の摩耗、経年劣化などがあるが、買ったばかりなのに思いのほかすぐに壊れてしまったという経験がある人も少なくない。これは、多少品質が悪くても、低価格な靴を

大量に供給するという販売戦略や低価格な靴を何度も買い換えればよいと考える一部の消費者意識にも原因があると考えられる。こうした大量生産・大量消費の消費スタイルを改め、“品質が良い靴を長く使う”という消費行動に消費者を誘導するために、強度に優れ、修理がしやすく、長く履くことのできる靴を評価することを目指した。

長期使用するために必要な強度において、磨耗・経年劣化を考える場合、使用可能な年数を設定できるとよいとの意見があった。そこで、現在ある公的な規格や実履き試験による試験結果と使用可能年数との関連性について検討を行った。しかしながら、使用可能年数は、手入れ方法や、履き方、足の形などの様々な要因によって変わるため、試験結果との相関性はないとの結論にいたった。革靴の品質、強度に関する規格には、JIS 規格があるが、輸出入品については ISO 基準を基に評価しているメーカーもある。一方、革靴以外の靴については、甲用人工皮革の JIS や、素材の試験方法として ISO、学会法、団体法、あるいは JIS などが多数存在するが、製品についての標準的な品質規格は存在しない。そのため、複数の試験センターで検査業務が行なわれ、試験項目や試験機器の違いにより試験結果には、ばらつきがみられる。また、いずれの場合も試験結果と実用面との相関が明確でなく統一的な基準値の設定が困難である。従って、一律の試験方法や使用年数を基準として設定することは適切でないと判断された。そこで、特に消費者からのクレームの多い破れや底の摺り減り、汚染・変退色、甲材と表底の接着性といった点を考慮し、現時点で検証可能な基準を策定することとした。分類 A「革靴」では表底の剥離強さ、表底の摩耗性について JIS、ISO または自社で定める規格値に適合していることを基準項目とした。また、分類 B「ゴム製・プラスチック製・繊維製履物」では、甲部または底部の材料として、耐屈曲性や耐摩耗性などの強度が従来の材料あるいは自社標準品と比較して優れた材料を使用することを基準項目として設定した。

しかしながら、一方では再生材料、未利用材料等を使用するといった取り組みも見られ、それらについても評価するべきであるとの意見があった。その場合、再生材料を使用することによる多少の強度低下は否めない。従って、分類 B「ゴム製・プラスチック製・繊維製履物」では、強度に優れた材料と再生材料のどちらかを選択して使用することを基準として設定した。

その他、使用条件によっては経年劣化の激しいポリウレタン（加水分解しないポリウレタンを含む）を使用する場合に、製造年月に関する表示や取り扱いおよび保管に関する情報を記載することを基準項目として設定した。さらに、表底に、分解しやすいポリエステル系ポリウレタンを使用していないこと、またはエーテル系ポリウレタンや加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用することも長期使用につながる設計の一つと考えられるため、「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。本リストは、事業者によって実施されている環境負荷低減に資する取組み事例に基づき作成したものであり、必須の基準項目とすることは難しいが、事業者による先駆的な取組みとして評価することを目的としている。従って、環境負荷低減の観点から、リストに示した方法と同等以上の性能を持ったその他の取組みを排除するものではない。今後も、適切な提案が実施された時点で速やかに評価を行い、基準の拡充に努める計画である。

また、多種多様な素材を使用すると、素材による劣化速度の違いや取扱い方法の違いにより手入れがしづらくなり、長期使用が困難となる場合があることから、手入れを必要とする部位で異なる素材を複合的に使用することや、過剰な装飾用部材の使用の制限を「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加えた。また、修理を容易にするために部位の交換が容易になるような設計も長期使用設計の一つであるため、選択項目として「環境配慮設計チェックリスト」に加えた。

B - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

(1) 省エネルギーあるいは低 CO₂ 排出に配慮していること。

製造工程において LCA 的な方法論で環境排出量の一例として CO₂ 排出量を算出し評価することが検討された。しかしながら、靴には様々な製法があることや、エネルギーを多く消費すると考えられる製法でも、出来た製品の修理がしやすいため他の製法と比べて製品の寿命を延ばすことが容易な製法もあることから、どの製法の環境負荷が小さいのか判断が難しいとされた。また、靴・履物の業界は中小規模の事業者が多く、CO₂ 排出量の算出が困難な作業であることなどから、各製法の中で環境負荷を小さくする工夫をするという方針で基準を策定することとし、本項目は基準項目としては選定されなかった。

B - 3 (オゾン層破壊物質の排出)

(1) 環境関連法令及び地域協定の順守

製品製造段階の発泡プラスチックなどを製造する過程においては、フロン類や代替フロンなどのオゾン層破壊物質の使用が想定される。代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用を回避するため、認定項目を策定した。

B - 5 (大気汚染物質の排出)、B - 6 (水質汚染物質の排出)、B - 7 (廃棄物の処理・処分)、B - 9 (その他の環境負荷)

(1) 環境関連法令及び地域協定の順守

製品製造段階において、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物の処理、騒音、振動などの環境負荷は、極力抑える必要がある。また、これらの環境負荷を、法令や地域協定として定められた範囲内に抑えることは事業者としての責務でもある。したがって、靴の製造工場が立地する地域の協定、条例、法律などに違反などがなく、適正に管理されていることを基準項目とした。

B - 8 (有害物質などの使用・排出)

- (1) 靴における重金属、化学物質の基準の設定、エコレザーの使用
- (2) 靴に付属する金属部分による金属アレルギー及び、靴に使用するゴム材料によるアレルギーへの配慮
- (3) 接着剤の低 VOC 化
- (4) 安全な染料、添加剤、防腐剤の使用

本項目では関連する環境法規などの順守に加えて、主材料（革、繊維、プラスチック、ゴム、木材）について、それぞれ化学物質等の使用・排出に係わる基準を設定し

た。材料別の化学物質等の基準については、人体に直接接触する主要部材に適用することとした。

(1)について、革材料は No.101「かばん・スーツケース Version1」と同様に、JSG ラベルの基準に準じることとした。JSG ラベルの基準は、「エコレザー」として革に関する有害物質等について一定の基準を満足し、環境への影響が少ないと認められる革材料の基準である。この基準に基づき、革材料については、臭気・異常臭、染色摩擦堅ろう度、有機塩素化合物（ペンタクロロフェノール）、染料（発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料、発癌性染料）、重金属、ホルムアルデヒドを基準項目として選定した。なお、JSG ラベルは 2024 年に JEL ラベルに改訂されたことから、それに合わせた改定を 2024 年 8 月 1 日付で行った。

革材料の染色堅ろう度や臭気は、直接的に有害物質の使用・排出を検査する項目ではないが、長期使用につながる製品の耐久性、使用時の不快感に対する配慮という点で有用であり、B-9 あるいは D-9（その他の環境項目）にも関係する基準項目として認定基準を策定した。また、染色や塗装を行っていないナチュラル無染色革の使用も環境負荷が少ないと判断し選択肢の一つとした。

革材料の重金属については、鉛・カドミウム・水銀・ニッケル・コバルト・六価クロムの 6 物質に加え、総クロムについても溶出基準値を設定した。革製品における必須の製造工程である“なめし工程”において、三価クロムが使用されており、強アルカリ剤や強酸化剤による処理や 1000℃以下での有酸素焼却の際には、三価クロムが六価クロムに変換される可能性がある点に配慮し、六価クロムが溶出されないことを検査するとともに、三価を含めた総クロム量によってリスク管理を行うこととした。なお、JSG ラベルの改訂により、重金属の基準についても 2024 年 8 月 1 日付で改定を行った。

革材料に使用する染料については、No.101「かばん・スーツケース Version1」の革製かばんの基準に準じ、発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料 22 種、発癌性染料 5 種について基準を策定した。繊維材料で使用される染料のうち皮膚感作性染料は、革製品には用いられないため基準項目には選定しなかった。なお、2015 年 7 月に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」が改正され（平成 27 年厚生労働省令第 124 号）、24 種類の芳香族アミンに関して基準が設定されたため、本基準項目においても 24 種類の芳香族アミンを対象とすることとした。

ホルムアルデヒドについては、皮膚への接触機会の多い部位（甲、裏材、中敷）を対象として認定基準を策定することとした。乳幼児用については、部位に関らず一定の基準値を設定した。乳幼児と成人の区分年齢と基準値については、革材料は JSG ラベルの値を適用し、繊維材料については、厚生省令第 34 号における値を適用することとした。なお、2024 年 8 月 1 日付の改定により、革材料の基準における乳幼児用、成人用の区分はなくなった。

(2) の靴に付属する金属部分の取扱いについては、人体が直接接触し、かつ金属が使用されている箇所には、金属アレルギーへの配慮がなされるべきであることから、No.101「かばん・スーツケース Version1」に準じ基準項目として選定した。ただし、金属アレルギーの発症には、金属の種類とともに、接触した人の体質、接触条件等様々

な要因が関与している。したがって、特定の金属を使用禁止とするのではなく、使用している金属の種類と金属アレルギーに関する情報を、取扱説明書等により提供することとした。

ゴムについては、No.128「日用品 Version1」に準じ、ゴム材料中の可塑剤（加硫促進剤、老化防止剤など）によるアレルギー性接触皮膚炎（遅延型アレルギー）、および天然ゴムのラテックス蛋白によるラテックスアレルギー（即時型アレルギー）を発症する可能性があることから、注意を促す内容を表示することが議論された。結果として、ラテックスアレルギーは天然ゴム使用の場合にのみ発症の可能性があることから、天然ゴムを使用している製品には、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットのいずれかに、天然ゴムを使用していることとラテックスアレルギーに関する情報を記載することとした。なお、皮膚に直接触れない箇所、例えば中敷の下で使用している場合でも、使用しているうちにアレルギー成分が染み出す可能性があるため表示をした方が良いとされた。

(3)の接着剤の低 VOC 化については、トルエン、キシレンを含まない接着剤に変更すること、ホットメルト接着剤を使用すること、水溶性の接着剤を使用することなどの対策が考えられる。しかし、水溶性接着剤では乾燥時間が長くなるため、燃料である灯油の消費量の増加に伴い CO₂ 排出量を増加させるという側面もある。また、降雨の多さや高温多湿といった日本特有の風土を考慮すると、安全面や強度面から、水溶性接着剤が使用可能な部位は限定され、靴の強度等に直接関係しない縫製等の前段階における接着などの用途に限定される場合もある。また、ホットメルト接着剤では、コストが高いことや、細かい部材の接着が困難になるなどの指摘があった。これらのことから、接着剤の低 VOC 化については必須項目とはせず、選択項目としてチェックリストにおいて加点評価することとした。

(4)の安全な染料、添加剤、防腐剤などの使用については、商品類型 No.128「日用品 Version1」等に準じた認定基準を策定した。革材料に関しては(1)において述べているので省略する。

C. 流通段階

C - 1 (資源の消費)

(1) 包装への環境配慮について（簡素化、再生材料の利用）

靴の包装では、学校で使用する靴などの場合に袋なしで一括納品しているケースもあるが、通常は、流通時の傷や型くずれの防止等の観点から個別包装が主流であり、1 足箱や型くずれ防止材等の包装材料が使用されている。1 足箱は、製品の品質を保証するために流通段階で必要不可欠である場合が多いが、再利用は困難であり、1 足箱に使用する材料に再生材料を使用することで環境負荷を低減するほうが現実的であるとの意見があったことから、1 足箱に再生材料を使用することを「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。

さらに、1 足箱に使用する段ボール等が使用後リサイクル可能なように、表面への

コーティングなどを行っていないこと、型くずれ防止材を使用しないことを「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。ただし、型くずれ防止材の不使用は、革靴の場合は型崩れしやすく、品質保持の点から難しいため、分類 A「革靴」には追加しないこととした。

C - 7 (廃棄物の排出・処理処分)

(2) 包装に使用されるプラスチック材料の制限

製品の包装には、リサイクルしやすいもの、焼却処理時に環境負荷の小さいものを用いる方針とし、プラスチック材料の構成成分にハロゲン元素を含んでいないことを基準項目として設定した。ただし、添加物、不可避免的に混入する成分については適用しないこととした。

D. 使用消費段階

D - 1 (資源の消費)

- (1)適切な手入れ、洗浄、保管方法に関する情報提供がなされていること
- (2)修理あるいは洗浄の体制が整っている、または修理可能な構造となっていること
- (3)交換部品の保管を行っていること
- (4)使用素材や製品の製造年月などについての情報提供体制が整っていること

靴は、製品寿命を長期化することで、資源消費量の削減に寄与する製品と考え、製造段階 (B - 1)、使用・消費段階 (D - 1)、廃棄段階 (E - 1) の環境配慮項目として検討し、主に「環境配慮設計チェックリスト」への適合を認定の要件とした。

(1)については、長期使用を可能とするためには、ユーザが製品購入後に、適切な手入れ、保管を行なうことが必要である。手入れや保管が適切でないと、素材によっては劣化を促進し、使用時に靴が分解してしまうなど、安全性に係わることもある。また、素材の違いにより劣化速度や手入れ方法が異なることから、部材・部位毎に使用素材及び素材毎の適切な手入れ方法に関する情報をユーザに提供することが重要である。

こうしたことから、主な部材の素材表示や手入れ方法、製品の保管方法、製品の製造年月については、商品購入時に消費者が確認可能であり、その後も保管が可能な方法として、製品本体、下げ札、取扱説明書、パンフレットなどによる情報提供を行うことを認定基準として策定した。

また、洗浄が可能な構造・材質の製品であること、および適切な洗浄方法をユーザに対して情報提供していることを「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。ただし、分類 A「革靴」では洗浄による劣化が懸念され、日頃の手入れ(裏材や敷き革の交換なども含む)の方が重要であることから適用しないこととした。

(2)については、靴の素材や利用目的によっては、修理や手入れにより長期使用が可能となる。しかし、部位により異なる素材を使用している靴の場合、素材毎の劣化あるいは摩耗等の強度の違いが起こるほか、部位により汚れ方にも違いが生じる。し

たがって、靴を長期使用可能とするためには、部位あるいは部材毎に修理可能な構造であることが望ましい。また、修理可能な靴については、ユーザに修理を実践してもらうことが必要である。こうしたことから、分類 A「革靴」、分類 B「ゴム製・プラスチック製・繊維製履物」では、修理や修理できないものでも、その他のアフターサービスを受け付ける相談窓口を有し、ユーザに対して情報提供を行なうことを基準項目として選定した。

(3)については、靴の長期使用を可能とする方法の 1 つとして靴の修理に関する基準項目を設定する場合には、修理あるいは交換可能な部品をメーカーが保管、供給していることが必要である。一方で、交換部品の保管期間が長期化すると部品自体の劣化が生じること、部品の劣化速度は部材により異なることなどから長期にわたる修理用部品の保管を一律に定めることは困難である。こうした状況から、まずは各事業者が取り組みやすい条件として、機能回復のための修理を請け負う期間を製品の製造が終了してから最低 1 年間とし、事業者による修理および修理用部品の保管の普及を図ることとして、認定基準を策定した。なお、メーカーによる交換部品の保管については、製品の原状回復ではなく、機能回復を目的とした代替部品でもよいこととした。

関連して、複数の製品で共通した部材を使用することによって部材の供給、保管などが比較的容易になることから、部材の共有化については「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。

一方、昨今では靴の修理・洗浄等は靴メーカーや小売店舗に限定されることなく、一般的なサービスとして普及しつつあり、修理・交換等の可能な靴の構造を有し、メーカー以外の靴の修理サービス業を行なう業者の保有する部材等でも代替可能であることのほうが重要である、という意見もあった。

(4)については、長期使用を可能とするためには、(1)で述べたように、ユーザが製品購入時に確認でき、購入後は適切な手入れ、保管を行なうことが必要である。しかし、メーカー等が提供する情報にしたがってユーザが適切に手入れ、保管等を行っていても、急激な劣化等が起こる場合がある。このような場合には、部材毎の製造年月や製造場所、素材の調達地等に関する詳しい情報をユーザが直接インターネット等を通して調べられることが望ましい。しかし、一部の事業者では、こうした個々の素材情報を管理しているものの、現段階ではユーザにインターネット等を通して公開するシステムは整備されていない。

そこで、現時点では部材の素材名、メンテナンス方法、製品の最終製造年月（ポリウレタン使用商品のみ）など基本的な情報をユーザに提供することを必須要件とし、より詳細な部材ごとの製造年月や製造場所、素材の調達地等に関する情報提供については、「環境配慮設計チェックリスト」の選択項目として加点評価することとした。

D - 8 (有害物質などの使用・排出)

(1) 各製品からの有害な化学物質、重金属の排出がないこと

本項目は B - 8 で一括して検討されたため、本項目に関連した議論の内容については省略する。

E. 廃棄段階**E - 1 (資源の消費)****(1) 廃棄物の減量につながる長期使用のための仕組みが整備されていること**

本項目は B - 1 で一括して検討されたため、本項目に関連した議論の内容については省略する。

E - 7 (廃棄物の発生・処理処分)**(1) 分離・分別が容易な構造、使用材料種類の軽減**

製品廃棄時に、資源として利用可能な材料については、資源として分別・回収されることが望ましく、製品の設計段階における廃棄時の製品解体や材料種類ごとの分離分別が容易な構造となるような配慮、使用材料種類数の削減、統一化は、リサイクル促進につながる。しかし、現状では、使用済み製品の回収システムがないことや、廃棄時に製品解体が容易な構造とすると、使用時の強度不足や品質の劣化等の問題が生じる可能性があることから、本項目は基準項目として選定しないこととした。ただし、一部の部材について廃棄時に解体可能な構造等を検討している事業者もある、との意見から、将来的に検討する必要があることが確認された。

E - 8 (有害物質などの使用・排出)**(1) 廃棄時の焼却処理時に有害物質が排出されないこと**

製品に用いられるプラスチック材料の構成成分にハロゲン元素を含んでいないことを基準項目として設定した。ただし、添加物、不可避免的に混入する成分については適用しないこととした。なお、ハロゲン元素を使用した上履きで、学校における回収・リサイクルの実例が一部見られることから、No.118「プラスチック製品 Version2」の基準に準じ、70%以上が回収され、そのうち70%以上がマテリアルリサイクルされる場合に限ってハロゲン元素の使用を認めることとした。

F. リサイクル**F - 1 (資源の消費)****(1) 不要品の回収、リサイクルのシステムがあること****(2) 包装材の回収・リサイクルのシステムがあること**

(1)については、E - 7(1)で一括して検討されたため、本項目に関連した議論の内容については省略する。

(2)については、現段階では、メーカーによる包装材の回収システムがないこと、包装材として使用する1足箱に靴に関する情報を表示している場合に他の靴にそのまま利用できないこと、靴の種類・形状により1足箱の規格が様々であることから、回収してもすぐに再利用することができない場合が多いとの意見があった。また、複数メーカーの靴を扱う小売店舗においても、メーカーごとに1足箱の規格が異なったり、メーカー独自に1足箱の表面をデザインしたりしている場合が多く、他のメーカーの

製品に利用できないことから、ユーザからの希望により 1 足箱を回収しても、そのまま再利用されるケースはないのが現状であるとの意見があった。こうしたことから、本項目は基準項目として選定しないこととした。

F - 7 (廃棄物の排出・処理処分)

(1) 分離・分別が容易な構造であること

本項目は E - 7(1)で一括して検討されたため、本項目に関連した議論の内容については省略する。

4-2.品質に関する基準と証明方法の策定の経緯

靴・履物では、製品の用途によって、必要な品質確認項目が異なってくることから、製品の品質については、業界または自社の自主的な規格への適合を基準項目に設定することとした。

また、製品の品質は、環境に関する基準として設定した長期使用のための強度基準と互いに関連性がある。強度基準としても検討された項目のうち、表底の割れ、甲革の破断、ハイヒールの強度などについては、長期使用よりも安全面で重要な項目であることなどから、事業者によって適正に品質管理を行うべき内容であると判断し、環境に関する基準としては設定せず、品質に関する基準として確認することとした。

以上